

鳥取県公報

平成 27 年 12 月 1 日 (火) 第 8 7 5 5 号

毎週火・金曜日発行

			目			
\Diamond	告	示	県統計調査の実施 (765) (広報課)・・・・・・・・・ 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (766) (住まい 県営土地改良事業計画の変更 (767) (農地・水保全課)・ 平成27年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき	 • •		· 2 · 2 · 3
			(768) (森林づくり推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 • •		• 3
\Diamond	教委4	告示	(769) (西部総合事務所地域振興局)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		• •	• 4 • 5

示

鳥取県告示第765号

鳥取県統計調査条例(昭和25年鳥取県条例第7号)に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例 施行規則(平成12年鳥取県規則第20号)第3条第1項及び第2項に基づき、次のとおり告示する。

平成27年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調査の名称

鳥取県に関するイメージ調査

2 調査の目的

県外における鳥取県のイメージ等を把握し、県外への情報発信のために必要な基礎資料を得る。

- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域的範囲

首都圏(東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県)、関西圏(大阪府・兵庫県・京都府)、中京圏(愛知県)、 中国・四国圏(広島県・岡山県・愛媛県・香川県・徳島県)、九州圏(福岡県)

(2) 属性的範囲

10代から60代以上までの男女

- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 鳥取県来訪の有無
 - イ 家族・親戚・友人で鳥取県在住者の有無及び鳥取県出身者との出会いの有無
 - ウ 鳥取県の話題に関する事項
 - エ 鳥取県が主な産地である食材の食経験の有無
 - オ 鳥取県の観光地等の来訪の有無
 - カ 鳥取県に関する情報の取得源
 - キ その他意識等に関する事項
 - (2) その基準となる期日又は期間 平成28年1月上旬

- 5 報告を求める者
 - (1) 報告者数

5,400人

(2) 選定の方法

調査を委託する民間事業者のインターネットモニターに登録している者で、年代別・性別ごとに、首都圏 1都3県については各600人ずつ、首都圏を除く2府8県については各300人ずつ、合計5,400人を回答順に選 定。

6 報告を求めるために用いる方法

調査を委託する民間事業者を通じて、そのインターネットモニターに登録している者に対してアンケートを 告知し、回答数が各層で上限に達した時点で回答受付を締め切る方法による。

7 報告を求める期間

平成28年1月中旬から下旬まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県元気づくり総本部広報課ホームページで公表する。

鳥取県告示第766号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第4項の規定により告 示する。

平成27年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定構造適合性判定機関の名称 株式会社グッド・アイズ建築検査機構
- 2 変更する旨の届出があった事項 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の追加 名 称 構造判定室 横浜事務所 所在地 神奈川県横浜市中区尾上町4-57
- 3 変更年月日 平成27年12月1日

鳥取県告示第767号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業(水利施設整備事業 (農業用水再編対策型) 大井手地区) に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同 法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成27年12月1日から同月21日まで
- 3 縦覧に供する場所 鳥取市役所
- 4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日 から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第768号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定により、保安林の平成27年度における皆伐によ る立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公 表する。

平成27年12月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

	同 一 (の 単 位 と さ れ る 保 安 林	皆伐面積の限度
指定目的	単位区域名	所 在 場 所	(ヘクタール)
水源の涵養	鳥取地区	鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の	892. 95
		区域を除く。)及び岩美郡	
	八頭地区	鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の用瀬町及び佐治村の	2, 909. 64
		区域に限る。)及び八頭郡	
	倉 吉 地 区	倉吉市及び東伯郡	1, 730. 07
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡江府町	809. 52

	日野地区	日野郡日南町及び日野町	1, 547. 37
土砂の流出の	鳥 取	鳥取市	195. 32
防備	米 子	米子市	0. 24
	倉 吉	倉吉市	62. 08
	岩 美	岩美郡岩美町	105. 16
	若 桜	八頭郡若桜町	16. 10
	智 頭	八頭郡智頭町	15. 26
	八 頭	八頭郡八頭町	21. 78
	三 朝	東伯郡三朝町	53. 30
	湯 梨 浜	東伯郡湯梨浜町	45. 74
	琴浦	東伯郡琴浦町	52. 03
	北 栄	東伯郡北栄町	0. 14
	大 山	西伯郡大山町	52.04
	南 部	西伯郡南部町	7. 16
	伯 耆	西伯郡伯耆町	14. 30
	日 南	日野郡日南町	4. 18
	日 野	日野郡日野町	16. 82
	江 府	日野郡江府町	4. 56
干害の防備	高 路	鳥取市高路	6. 40
	赤 波	鳥取市用瀬町赤波	1. 56
	水 谷	鳥取市鹿野町水谷	0.96
	本 宮	米子市淀江町本宮	1.08
	志 津	倉吉市志津	0.30
	栗尾	倉吉市栗尾	1. 82
	大 原	倉吉市大原	0. 68
	長 谷	岩美郡岩美町大字長谷	4. 16
	喜才谷山	八頭郡八頭町船岡殿字喜才谷山	0.40
	明見谷東平	八頭郡八頭町船岡殿字明見谷東平	0.44
	池ノ内下平	八頭郡八頭町水口字池ノ内下平	0.96
	槻 下	東伯郡琴浦町大字槻下	0.10
	金 屋	東伯郡琴浦町大字金屋	0. 68
	杉 地	東伯郡琴浦町大字杉地	0.66
	大 谷	東伯郡北栄町大谷	1. 48
	孝 霊 山	西伯郡大山町宮内、坊領、赤松字門野及び長田字孝霊山	14. 42
	法 勝 寺	西伯郡南部町法勝寺	0.44
	大 谷 奥	西伯郡南部町伐株字大谷奥	0.08
公衆の保健	東部地区	鳥取市、岩美郡及び八頭郡	91.65
	中部地区	倉吉市及び東伯郡	34. 36
	西部地区	米子市、西伯郡及び日野郡	8. 32

鳥取県告示第769号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人 の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。 特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成28年1月18日までの間、インターネットを利用する方法により公

衆の縦覧に供する。

平成27年12月1日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 史

- 1 申請のあった年月日 平成27年11月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域活動支援センターおおぞら
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名 植村 ゆかり
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 米子市中島二丁目1-33
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、障がいのある人たちに対して日常生活及び社会生活を総合的に支援する事業を行い、いつまで もこの地域で安心できる生活と、よりよい福祉サービスや魅力ある社会資源を提供できるよう研鑽し、障がい 者の自立及び社会参加に寄与することを目的とする。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第35号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、埋蔵文化財センターが刊行する図書 の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成27年12月1日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 委託の相手 出雲市
- 2 委託期間

平成27年11月1日から平成28年3月31日まで